

議第97号

公の施設の指定管理者の指定について  
(家族旅行村)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、下記のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

令和5年（2023年）12月5日提出

柏崎市長 櫻井雅浩

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

柏崎市家族旅行村に設置する施設のうち、次に掲げる施設

- (1) ふるさと倶楽部交流の家
- (2) 食手づくり工房
- (3) 農山村滞在型交流観光農村宿泊休養施設  
農山村ふれあい交流観光施設
- (4) 温泉等活用施設
- (5) 園地・園路施設
- (6) 山菜野菜貯蔵施設
- (7) ふるさと物産展示施設
- (8) 休憩施設
- (9) 地場産業新価値・普及施設
- (10) じよんのび交流広場
- (11) 農村貸別荘
- (12) むらの緑地
- (13) 管理棟
- (14) 農村宿泊休憩施設
- (15) むらの林利活用促進施設

2 指定管理者となる団体の名称

株式会社じょんのび村協会

3 指定の期間

令和6年（2024年）4月1日から令和11年（2029年）

3月31日まで